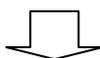


窒素酸化物自動計測器の測定方法について

環境省では、大気汚染の常時監視を行うための測定方法について、環境庁告示のほか局長通知などにより、適宜、地方公共団体に通知を行ってきた。二酸化窒素濃度の測定方法に関する主な通知等は、下記のとおりである。

- (1) 「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)
- (2) 「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年6月12日付け環大企第143号)



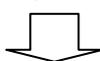
二酸化窒素濃度の測定は、ザルツマン試薬を用いる吸光光度法により行う。二酸化窒素の亜硝酸イオンの転換係数(ザルツマン係数)は0.72とする。

- (3) 「二酸化窒素に係る環境基準について(一部改正)」(平成8年環境庁告示第74号)
- (4) 「大気中の二酸化硫黄等の測定方法の変更の改正について」(平成8年10月25日付け環大企第346号及び環大規第211号)



従来の方法に加え、紫外線蛍光法等のいわゆる乾式測定法を追加する。
今回追加された方法を用いて大気汚染の常時監視を行う場合に必要となる測定マニュアル等については、別途通知する。

- (5) 「環境大気常時監視マニュアルの改訂について(通知)」(平成10年9月30日付け環大規第242号及び環大二第94号)



平成8年10月に乾式測定法が加えられ、その普及が進んでいること等を踏まえ、「環境大気常時監視マニュアル」を改訂し、環境大気常時監視を行うにあたっては、本マニュアルによることとする。(なお、平成8年10月25日付けの通知は廃止する。)

- (6) 「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」(平成13年5月21日付け環管大第177号及び環管自第75号)



測定方法について

測定方法、測定機器の仕様及び構成については、「環境大気常時監視マニュアル」(平成10年9月30日付け環大規第242号及び環大二第94号)によることとする。